

大阪商業大学学術情報リポジトリ

町の諸相－大阪三郷について－

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/295

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



町の諸相

— 大阪三郷について —

小田 忠

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 町の構図 | 2. 町内式目について |
| (1) 水帳について | (1) 町の組織 |
| (2) 水帳表紙および絵図折立等の
作成金額 | (2) 商売の忌避 |
| (3) 水帳における張紙 | (3) 町内式目に現れた座頭 |
| | (4) 町内式目に現れた猿廻し |
| | (5) 行倒人の処置 |
| | (6) 捨子の問題 |

1. 町の構図

大阪町人¹⁾が住む各町々には水帳絵図²⁾と町内式目³⁾町規定と呼ばれる町に関する規定や申合事項の帳簿が作成し保管されている。最も基本的な土地台帳である水帳は所有する一筆ごとの土地、間口・奥行・家守等の名前を記入し、土地家敷の売買があれば旧所有者の上に張紙がなされる。現存する水帳の奥書には⁴⁾

(前略) 何軒投与仕少茂減シ不申候前廉之水帳四拾年ニ及申候故其時之町人家主度々替申候得共 (後略)

明暦元乙未年五月二三日 (・印は筆者)

-
- 1) 町人の意は土地家敷を所有し、その町内に居住する者。町年寄の選挙権と町年寄になる被選挙権があり、さまざまな公課を負担する義務がある。
家守は土地家敷の所有者が他町持である場合、家敷を管理する。借屋人であっても家守をしている場合は準町人としての性格を持ち、町人の権利義務と同等。
借屋人の場合は公権もなく、公課の負担はない。
 - 2) 水帳の原義は不明。水帳絵図共に基本的には役所からの指示で町年寄、月行司立会の上で厳敷相認められるので間違いはないと云える。
 - 3) 町内式目は式法帳、町内定目録、町規定等多くの異称を持つ、要するに町の規定だが町中での諸事に対する出銀規定(養子、元服、家屋敷の売買により本人は町中に帳切銀、振舞銀等を出銀する。)
町の順守事項の申合わせは町により歴史的に種々の意味が附加されている。例えば同町内で同業を禁止する。(経済的意味)防火的意味あいから火を使用する業の禁止、匂いを発する業、音の出る業の禁止。(いずれも住環境を確保する狙い。)
 - 4) 現存する水帳は明暦元年、升屋町水帳の奥書からの引用だが、同様に横堀炭屋町の水帳、年寄炭屋善兵衛、明暦元乙未年5月の奥書に「水帳四拾年ニおよひ申候」とある。元和から明暦迄に水帳が作成されている可能性は十分にある。

上記の様な言葉が書かれ、新しく水帳が作成される年まで申し送り事項となっている。この奥書を信じると現在、未見ではあるが元和年間に水帳が作製されていることを示唆している。

明暦元年の40年前は元和元年にあたる。この年、家康が大阪城を攻め「大阪夏の陣」が起こり、大阪城が落城した。この年の6月に幕府は松平忠明を大阪に封じる。

大阪の再建は松平忠明が中心になり復興した結果は明暦3年の新板大坂之図により確認できる。元和年間頃の大坂について、特に松平忠明の仕事を下記のごとく

城地三之丸を開放して市街化し、そこに伏見の八十有余の町人を、町ぐるみ招致、
家建の取立て
散在せる寺院・墓地を、周辺に整理集中、
遊里も亦おなじく整理して新町傾城町に、
河川の開鑿を奨め、水運の利便をば増進、

認め得たのは明暦3年「新板大坂之図」によってである⁵⁾。

(20) 復興計画完了後の有様は、「新板大坂之図」明暦三年三月京河野道清板で充分に窺れる⁶⁾。

上記の行政を確認後、元和・寛永・寛文に渡って大阪の町々が人口増加に伴ない、開発されて膨張していく過程を佐古慶三は次のように語る。

大坂が城下町として繁栄した際でも、なお都心は上町であって、城内三之丸にも町人^(え)は住んで居った。船場・下船場・それに天満の一部も加わっておったが、例せば船場から下船場にかけて津村があり（塩魚商人、元和八年津村の葭島を拓いて、船場より下船場に移る。船場の津村入屋敷へ津村町が大町につき、寛文十二年に津村東之町・同中之町・同西之町・同南之町・同北之町の五カ丁に分れる。）

南船場・島之内・江南に跨って三津寺村が（元和六年十一月二八日付の、三津寺島やしきに成申候御津八幡宮蔵本に、勘四郎町船場鰻谷片町・鋸屋町・東鰻谷・西鰻谷・雪踏町・周防町・毛綿町・三津寺町・畳屋町・道頓堀川裏町江南）あって、船場・下船場その悉くが市中になっていたわけではない。また天満は大坂と別扱いで、天満・大坂と併称されていて市内ではない⁷⁾。

このように大阪が南へ西へと発展していく度に新たな町が出来、水帳絵図が拵えていく、水帳は決まった年度に作成されているのを常とするが、事由により必ずしも一定年数の間隔をあけて作成されている訳ではない。

5) 佐古慶三「大阪 増修改正撰州大阪地図」『日本の市街古図〔西日本編〕』解説、昭和47年11月25日、鹿島研究所出版会。

6) 5)を参照。

7) 5)を参照。

大阪府立図書館の紀要⁸⁾によると概ね下記のようなになる⁹⁾。明暦元年（1655）、寛文2年（1662）、寛文11年（1671）、天和元年（1681）、延宝7年（1679）、延宝8年（1680）、元禄6年（1693）、元禄7年（1694）、宝永3年（1706）、宝永5年（1708）、享保11年（1726）、宝暦3年（1753）、明和4年（1767）、安永7年（1778）、寛政10年（1798）、文化12年（1815）、文政8年（1825）、安政3年（1856）

これを見る限り必ずしも一定期間周期で作成されていないが、多くの町はそれぞれの元号の期間内に作成されている。

水帳に記載されるのは家持人である町人がその対象になり、家を持たない人は町人とは呼ばない。（家守は家屋敷を持たないが準町人として選挙権がある。）町年寄を選ぶときの選挙権も被選挙権もない。町人には公役・町役の賦課があり、両役とも費目ごとに個別に賦課をする。

(1) 水帳について

寛政10年升屋町水帳は珍しい水帳で、水帳〈仕様書〉が貼付されている、内容は、まず、水帳の作成については地方御役所より呼出しがあり、町年寄は呼出し日に出かけ、定刻になると御役所の方から水帳御改めの件を伺い、60日間の期間に水帳絵図を完成させて地方御役所に差上げることになる。

水帳絵図の仕様書は下記七ヶ条の遵守事項がある。

- －水帳絵図を作成する場合、各町において念を入れて相認読合等をし、書き方は片表に2行宛にする。
- －絵図作成の基本は間口1間につき3分で計算の事、町により好きにしてよいが、その時は惣代へ連絡をする。
- －使用紙について「水帳」は片折紙、「絵図」は美濃大直紙、綴張、上書き等は惣代方に申し付ける。
- －水帳の表紙については綴張と上書はすべて惣代方に申付ける事。
- －水帳絵図は60日の間に3部を作成する。1通は御番所へ渡す。他の1通は惣会所に渡し、残りの1通は町々の控とする。
- －水帳の押印は町内において、町年寄、月行司が立会いのもと、入念に押印をし、町年寄・月刊司の水帳奥書押印は後から連絡をする。
しかし、家守については人別の印のみ直判にする。
- －月行司の水帳奥書押印は家守といえども言ってはいけない。

8) 仲田善弘「大坂水帳所在目録」『大阪府立図書館紀要』第二号、昭和41年3月1日。

9) 1) を参照。家屋敷と云った場合、普通土地は付いている。土地家敷と云わなくて略して家屋敷と云っても土地が付いていないと感違ひしてはいけない。現在でも住所の最後に〈屋敷〉という言葉があるのはその為である。例えば大阪の有名な大丸百貨店の住所を掲げておく。

大阪市南区心斎橋筋一丁目一一八番屋敷

上記住所は『大丸二百五十年史』、昭和42年10月1日発行、による。（・印は筆者）

このような例は大丸百貨店以外にもいくつも見出すことができる。

七ヶ条からなる水帳仕様書の意図は「正確に」記入する事が第一義、町々の根幹台帳という意味に沿えば絵図の「縮尺」規定、紙の指定、上書き、表紙、綴張迄の指示は正規台帳としての様相を伺うことができる。

4月13日水帳方配属の田中金八・矢野庄七・山田作右衛門は翌日の4月14日、五ツ時に北組惣会所（平野町八丁目）へ新水帳を丁代が持参する旨連絡があり、水帳は仮りの袋へ入れ、絵図については包んで差出すよう指示が出されている。

5月21日に掛り惣代として田中金八他2名より年寄、月行司は印形を持参の上、23日明六ツ時に北組惣会所に来るように云われ、年寄は麻上下を着用し、地方御役人衆立会にて、年寄、月行司の水帳奥印を済ませた。

5月28日には水帳方惣代より各町々に水帳控を渡すから明29日九ツ時に北組惣会所へ、年寄達は印判を持参する旨の連絡がはいる。

そして寛政10年年5月29日に、北組惣会所へ年寄達は印形を持参し、水帳控を惣代より請取ることになる。

(2) 水帳表紙及び絵図折立等の作成金額

水帳絵図の資料は各町から提供を受けたところ、どのような方法で処理をされたか疑問に思う節もある。思えば水帳表紙の墨書された数字、年度により異なる色表紙は一連の作業で生まれた結果であることがわかる。

同じく寛政10年、升屋町の水帳奥書に貼付された史料を元に展開していく。

—銀590目7分 水帳表紙1790冊、綴紙手間賃共で1冊に付き3分3厘替となる。町の総数596ヶ所として¹⁰⁾、1ヶ所に3冊作成する。596×3=1,788冊になる、2冊は予備。(作成失敗も考えられる)

10) 元禄13年では大阪三郷601町のうち、とある。大阪市南区長堀橋筋一丁目外九十一ヶ町區編『南區志』、昭和3年12月30日、大阪市南區役所。

11) 川沿いの地を江戸では河岸といい、大阪では浜地といった。そこにたてた納屋を住居地にすることは出来なかった。火焚所の禁である。宝暦7年から浜地冥加銀を納めさせた。宮本又次『大阪』、昭和41年11月10日、至文堂。

元禄十一戊寅年 達51 七月三日

濱側之納屋修理可致之事、濱側明地ニ菜園作間敷之事

享保二丁酉年 觸1040 同月

町中大道并川筋濱側作法之事

享保八癸卯年 達349 八月九日

濱先ニ作物致間敷之事

延寶三乙卯年 觸192 閏四月十五日

濱の納屋川の中に柱を建、やねを葺、帆柱并船板川中迄積出中間敷事、

大阪市役所蔵版『大阪市史第三』、昭和54年1月30日、清文堂出版。

(白)地方役四名 三郷水帳の張紙を掌り、町中境界の紛議を見分し、家屋橋梁の建築架設、下水道・濱納屋・道路の取締、(黒)濱地 三郷川岸通武家方藏屋敷并に濱付町人等の家先を濱地といひ、濱地に建てたる納屋を濱納屋、其持主を納屋持町人といふ。濱納屋には住居即ち竈を居え、火を焚くを禁ぜらる。然るに元來濱地は公儀の所有地なれば(後略)

大阪市役所蔵版『大阪市史第一』、昭和53年11月30日、清文堂出版。

- 銀141匁9分 上記の町および冊数分の絵図を折立てる。この手間として33人がこの作業に係わり、1人分は銀4匁3分の支払。
- 銀46匁8分 この費用は御役所並びに三郷惣会所に保管される水帳用の帙を120作らせ、1つ銀3分9厘替で出来る。
- 銀176匁3分 この金額は水帳表紙と帙の上書き、並びに寄目録帳4冊分の筆工料である。
- 銀45匁 上記の寄目録帳の紙代、全部で2束5帖、但し1束につき18匁替となる。
- 銀86匁4分 御役所の保管している古水帳入の長持1棹と三郷惣会所が保管している古水帳は小さい長持に3棹あり、錠鑰共の金額である。この金額の合計は銀1貫87匁1分となる、銀1貫87匁1分を町数596で割れば1町あたり銀1匁8分2厘4毛となり、これに三郷町数を掛ければ下記の数値になる。

銀445匁5厘6毛 北組244ヶ所分

銀461匁4分 南組253ヶ所分

銀180匁5分7厘6毛 天満組99ヶ所分

- 銀115匁6分5厘9毛 浜側の町々¹²⁾ 并永代浜持屋敷堀川堤都合181ヶ所浜地坪数帳として543冊の綴帳、手間賃、上書きの筆工料銀115匁6分5厘9毛を181町で割れば銀6分3厘9毛となる。これを三郷各町に配賦すると

銀46匁8毛 北組72ヶ所分¹²⁾

銀38匁3分4厘 南組60丁分¹²⁾

銀31匁3分1厘1毛 天満組49ヶ所分

6月28日、水帳掛り惣代より新水帳并浜地坪数帳の入用銀について、差紙が到来、内容は7月2日四ツ時に北組惣会所へ来所する事。

7月2日には水帳表紙綴張として絵図折形、上書き、筆工料並びに手間賃などを含め、1町につき銀1匁8分2厘4毛、銭に直して銭191文を惣会所へ持参した。

最後に忘れてはいけないのがお礼である。

水帳相済届として

- 銀壹両宛 地方 上
- 同三匁宛 同 上
- 同壹両 水帳方
惣代田中へ
- 同三匁 同
若いもの
- 同貳匁ヅゝ 小使貳人¹³⁾

水帳に係わる全仕事が終了した後、地方御役所に銀壹両、銀3匁の心付を渡している。同様に直接の担当者である水帳方の若い人に銀3匁を心付けとして渡す、小使は実際、使

12) 北組72ヶ所分と南組60丁分は同義で、北組72丁分と云い直してもよい。引用した史料は『升屋町水帳』寛政十戊午年五月、大阪商業大学比較地域研究所蔵。

13) 『升屋町水帳』寛政十戊午年五月、大阪商業大学比較地域研究所蔵。

い走りだけでなく、文書にその仕事は表記され得ないが業務を円滑に運営する為の陰の仕事をした為、1人銀2匁の心付を渡している。

寛政10年の新水帳より後、文化12年の新水帳作成時は前回より少し変更点が一認められる水帳仕様書では

浜地坪数帳之儀で水帳同様に片表に2行宛にする事。

寛政10年では地方御役所へのお礼人数が欠けていて総額が不明であった。

文化12年の升屋町水帳の史料内容は¹⁴⁾

新水帳相済候後御礼ニ相勤候
 -銀壹両宛 地方与力衆
 拾人様 仮り役共
 -同三匁宛 同心衆
 十三人様 仮り役共
 -銀壹両 惣代 小橋へ
 -同三匁 同 若イ者
 -同貳匁ツツ 小使貳人

集計すれば銀1両×10人=銀10両、銀3匁×13人=銀39匁、銀1両×1人=銀1両、銀3匁×1人=銀3匁、銀2匁×2人=銀4匁、合計銀11両と銀46匁になり、銀11両は銀47匁3分、これに銀46匁を加算すると銀93匁3分になる、この金額を町数で割った金額が各町の持出しになる。1町あたりの金額は微々たるものである。

通常、水帳は各町で紙を購入して間違いなく認めていくが、この作業を惣代方に頼めば紙代、筆工代を含めて下記の金額になる。

-水帳ハ壹枚ニ付三分ツ、但し紙代共
 -絵図ハみの大直紙ヲ 壹枚ニ付壹匁ツ、¹⁵⁾

(3) 水帳における張紙

水帳御改めの年は御役所で決められる、その年に作成された水帳は前回の水帳を元にして作成されているから水帳絵図共に張紙（間違いがなければ）はない。新たな移動が起こって初めて張紙を貼付することになる¹⁶⁾。

14) 『升屋町水帳』文化十二乙亥年五月、大阪商業大学比較地域研究所蔵。

15) 14) を参照。

16) 道頓堀立慶町の町内式目定めより主なものを拾うと、家屋舗買受出銀諸祝儀定、親^ル子衆へ譲家屋舗出銀、代判附家守付並名前前幼少の所十五才に成直判、右條へ出銀、丁内住宅居丁人死跡實悴之名前付相續有之候出銀尤他丁持は存生譲りの通、丁人の内妻呼迎並養子等、芝居主矢倉名代等買受候出銀、他町^ル丁内江引越居丁人成出銀、茶屋宿屋煮賣株入諸祝儀、芝居座本名代の諸祝儀、借家人顔見世祝儀石同断
 大阪市南區長堀橋筋一丁目外九十一ヶ町區編『南區志』、昭和3年12月30日、大阪市南區役所。

『水帳絵図張紙断三箇條證文卷脇書類』¹⁷⁾ 文久貳戌年三月、この帳面に従がうと

乍 恐 口 上

南組六 安堂寺町老丁目
年寄
大和屋弥兵衛

(中 略)

掛屋敷
大坂屋豊次郎

一表口五間裏行式拾間

右豊次郎^ノ丁内右同人借屋金田屋

定七買請名前ニ成其俣住宅

右之通水帳絵図共張紙仕度乍恐

此段御断奉申上候以上

文久貳戌年 年寄
四月四日 大和屋利兵衛

御東

乍 恐 御 窺

安堂寺町老丁目
年寄

(中 略)

丁内持 大坂屋豊次郎

三
□

○

豊次郎^ノ丁内右同人借屋金田屋定七
買請名前ニ成其俣住宅

右之通卷脇書仕度乍恐此段

御窺奉申上候以上

文久貳戌年 年寄
四月四日 大和屋利兵衛

御東寺社方

寺西幾四郎様

17) 大阪商業大学比較地域研究所蔵。

18) 一 大坂三郷町中之水帳、私共江御渡置被成候付、御月番之方詰所ニ差置、割屋敷・譲渡・名前替等断出候度毎張紙申付候、尤前々者断出次第張紙申付候得共、近年毎月九日ニ断日御立、廿九日斗ハ廿八日ニ御定被成候事、「地方役勤書」大阪市役所蔵板『大阪市史』第五、昭和54年4月30日、清文堂出版。

乍恐口上、乍恐御窺とも安堂寺町壱丁目に掛屋敷、大坂屋豊次郎が所有する物件を、大坂屋豊次郎の借屋に住む金田屋定七が同物件を購入し、そのまま住宅として使用したい旨、名前の切替を年寄大和屋利兵衛から御役所、寺社方の寺西幾四郎宛に窺っている。

これは形式的な手続きで落度が無い限り認められた。この時、大坂屋豊次郎は水帳絵図に張紙をしなければならず、6枚同じ内容を認め押印の上役所へ届出る¹⁸⁾。

乍 恐 代 判 附 御 断

安堂寺町壱丁目

年寄

一他町持上難波町々住宅大和屋治兵衛病死仕死跡目家養子治三郎名前ニ成尤当戌七才ニ付代判薩摩堀東之町金屋八三郎相勤候ニ付乍恐此段奉願上候

文久貳戌年

年寄

四月十四日

大和屋利兵衛

御東

乍 恐 口 上

南組六

安堂寺町壱丁目

年寄

一表口四間裏行式拾間

他町持上難波町住宅

大和屋治兵衛

代印家守丁内相生村屋吉

兵衛借屋

伊賀屋治助

右治兵衛病死仕死跡目家養子
治三郎名前ニ成尤当戌七才ニ付
代判薩摩堀東之町金屋八三郎

右之通水帳絵図共張紙仕度
乍恐此段御断奉申上候以上

文久貳戌年

年寄

四月十四日

大和屋利兵衛

御東

水帳方林才二殿へ

乍 恐 御 窺

安堂寺町老丁目
年寄家主大和屋治兵衛ハ上難波町ニ
他町持 住宅代印家守丁内相生村屋吉兵衛借屋

伊賀屋治助

四月

○

□

治兵衛生病死仕死跡同家養子治三郎名前ニ成
尤当戌七才ニ付代判薩摩堀東之町金屋八三郎

○

代印家守是壺之通

右之通卷脇書仕度乍恐此段
御窺奉申上候以上

年寄

文久貳戌年四月十四日

大和屋利兵衛

御東寺社方
寺西幾四郎様

家主大和屋治兵衛は他町持で上難波町に住宅を有する、病死死跡目の問題で、跡目養子治三郎に名前を切替えるも、7才故に代判として薩摩堀東之町、金屋八三郎にして、家守伊賀屋治助の件を4月14日付、「乍恐御窺」「乍恐代判附御断」「乍恐口上」の3通を年寄大和屋利兵衛から東御役所寺社方寺西幾四郎宛に提出している。

以上2例においても名前切替えについて張紙を必要としている。

2. 町内式目について

町内式目中、出銀規程があることは既に述べたが、この出銀規定の費目内容により〈役割・石割・顔割・坪割・間口割〉があり、役割は家屋敷に課される、屋敷には家役（水帳絵図に記載あり）が定まっている。石割は土地に課される。土地には石高がある由、顔割は町人の頭数に依る。坪割は土地の坪数による。間口割は土地の間口に割付ける方法である。

公役町役共に年6節季で計算して町会所において取立てることになる。

公役は

1. 御用人足賃（役割）
高原牢番賃、鐘撞扶持銀、火見番賃、惣代部屋入用、惣会所小使人足賃
2. 火消防人足賃（役割）
火消人足、纏持、小使手当から消防用具新調及修理銀
3. 支配打銀（石割）
社寺初穂料、役人役替祝儀、町奉行等礼銀、筆墨、油、炭、蠟燭、筆工料以下の惣会所諸入用
4. 江戸礼拝銀（石割）
惣年寄惣代道中入用
また、町役は以下の通り
 1. 礼銀（役割）
町奉行惣年寄等礼銀、町年寄袴摺料、年寄替礼銀等
 2. 祝儀銀（顔割）
町年寄祝儀銀
 3. 給銀（役割）
自身番諸入用、夜番手当、惣代扶持銀
 4. 会所銀（役割）
諸帳簿、筆、墨、紙、炭、小買物等
 5. 組合入用銀（役割）
組合町々寄会座料、惣会所下宿座料
 6. 水道浚賃（坪割）
溝浚人足賃、水道修繕入用
 7. 橋掛銀（間口割）
橋掃除諸入用、皆造修復諸入用

以上の様な公役、町役があるなかで重要な役は町役にある〈家役〉にあると思われる。町役中でも〈家役〉を基準にされる事が結構多いからである。

家役は家屋敷に課せられ、屋敷には種々の家役が定まっていた。『升屋町水帳』の奥書¹⁹⁾を一見すれば間口の広い狭いの問題よりも、広い間口を切り売りしたとしても、元の何軒と唱え、狭き間口の者が隣家を買増やしたとしても家数は変わらないが役数だけ増加することになっているから、町全体からは家数の増減はあるが役数の増減を一切認めない。

佐古慶三の優れた論文から引用すると²⁰⁾

元來屋敷とは家屋を造り構へたる一區域の土地を云ふ。

19) 家数役数之儀者水帳ニ相違仕候者廣き間口之もの切候而賣申候もの又者子供ニ分候而遣候もの之分ハ家数ニ罷成役も多罷成候或者狭き間口之者買添何軒茂老軒ニ仕候分ハ家数者不足仕候得共役数之分者老軒ニ成候而も何軒役与仕少茂減シ不申候
『升屋町水帳』、大阪商業大学比較地域研究所蔵。

20) 佐古慶三「舊大阪水帳、人別帳の「家」は「棟」にあらざる考」(三)、『歴史と地理』、第13巻5号、大正13年5月。

天満組惣会所物書の藤井善八の手記には²¹⁾

屋敷廣狭に不依一屋敷一軒役に被仰付

この見解に準じ屋敷内に造られた棟がいくつあっても役数の増減には直接関係しないことがわかる。

(1) 町の組織

町年寄一町代一下役一夜番一垣外番の体系が浮かんでくる。町年寄は1町1人が定例で2町で1人の町年寄の場合もあった²²⁾。町年寄は元和5年頃現われ、当初は元締衆（後の惣年寄）が任命していた。天和頃に町人が選出した人から惣年寄が町年寄を任命していた²³⁾。

町代の多くは世襲で給銀は2ヶ月で錢30貫文内外を貰っていた。町代の態度は生意気で町人に対して不作法な事が多々見られたせいか町内式目において、この点を申し合わせ事項として一条設けている町々も存在する。

下役は町代の下働きを努め、給銀は2ヶ月で錢20貫文内外を受け取っていた。

夜番は町廻りをし一晩に3回太鼓を打つ、一番太鼓は戌刻（午後8時頃）、亥刻（午後10時頃）、子刻（午後12時頃）、定時法では大体括弧の内の時間と推定するが、現実には鐘・太鼓を打つにも正確な時計もない。また、幕府側からの時報もなかった。事を勘案並びに下記の事情を併せての事である。

数学者、建部賢弘は「辰刻愚考」で²⁴⁾

大率東叡山ニ取晨昏真ニ近キ乎。処々ノ鐘皆晨六ヨリ朝五ノ一時少永ク、又晩七ヨリ昏六ニ到ルノ一時最永シ、凡子ノ辰九鐘ニ致ル迄ハ蚤シトイヘドモ大概ヲ取ヘクシテ、九鐘以後ニ甚先後シテ取所有事有。疑ラクハ深夜ニ及デ職人ノ睡惰ニ依テ致ス所歟。総テ鐘ヲ撞者真ノ時ヲ究ムル所以ヲ不察皆率合スルモノナルユヘ其大概ハ用シ敢テ正時スベカラズ。

これによると夜間の時鐘はあまり信用できなかつたし、当時の時の鐘により時刻を誌したものがあっても、現代時法に換算して、正確に伝えることはできない場合がある。

この事を踏まえて、一番太鼓はその日の仕事しまいを触れる合図で、商売人は店を閉め、職人は仕事を止めるが常に遅れ気味に太鼓を打つのは主人・親方の利益を考えて配慮したようである。

木戸番は町木戸の番とし別名拍子木番とも云われる。（木戸番と拍子木番を兼ねている

21) 藤井善八の手記、寛延板の難波丸綱目にその名がある。

22) 元禄13年では大阪三郷601町のうち、546町（91%）までそれぞれ1人の町年寄を持って居る。そしてあと55町（9%）が2町以上で1人の町年寄を共に頂いて居るのに過ぎぬ。しかもその11町（2%）は1町1屋敷か若くは2屋敷であるが為、年寄を選任することが出来なかった。前掲『南區志』による。

23) 4)を参照

24) 橋本万平『日本の時刻制度』増補版、平成4年11月5日、塙書房。

場合、別々の場合があったのは全く町の事情による個別的な問題であった。) 木戸は亥刻限で閉じるが、急用の場合は木戸を開けて通行する人数分の拍子木を打ち隣町の木戸に知らせる。木戸番・夜番は番賃を貰っているが(町内により手当がでているケースもある。) 垣外番は無給である。垣外番は町内の結婚・葬式等を手伝い祝儀銀で暮らす。乞食を追い払うのが日常の仕事である。主なる町の町内式日より木戸番・夜番・垣外番に関する条項を抜書する。

-夜番人四人毎月晦日ニ勘定方ノ賃銭相渡尤顔割ニ仕取集可申候

-垣外昼夜番

-人番 初世日者家主五人組ノ相勤其余者惣
町人ノ相勤候但家主五人組共一統顔役ニ廻す
-自身番毎年十月番割致下役ニ可申事²⁵⁾

-自身番常雇賃壹ヶ月ニ壹人前四貫文宛定

-垣外番賃居町人壹役ノ月ニ六拾文ツ、
他町持壹役分同 六拾文ツ、

表借屋 心齋橋筋 同 四拾文ツ、
御堂筋

同 唐物町 同 廿四文ツ、
久太郎町

裏借屋 小路 同 十五文ツ、
御堂筋
唐物丁
久太郎町

同 小路 同 拾文ツ、

-町内垣外番之儀是迄之旧例相改此度改而兵助老人召抱候ニ付而者従来定之夜番賃番賃其口諸祝儀志等之儀改革いたし候處左之通り

-番賃壹役ノ月ニ四拾八文ツ、

-夜番賃丁中ノ月ニ壹貫五百文ツ、

-墓掃除 当人五百文 其飼貳百文
但し刻限不拘
(嘉永元年3月)²⁶⁾

-丁内自身番油料拾六匁宛付

-同 垣外番賃銭五貫文²⁷⁾

-同夜番人給銀壹ヶ月老人毎ニ廿九匁七分

-同夜番人江家賃餘内与して壹ヶ月老人毎ニ銭壹ノ文宛遣人

25) 『久左エ門町町内定』、慶應四年辰五月、大阪商業大学比較地域研究所蔵。

26) 『式目帳南組雛屋町』、同所蔵。

27) 『丁内定目録北組本堺町』、同所蔵。

- 一増番町中見廻り人足賃式人江壺ヶ月＝錢六貫貳百四拾八文
- 一辻合拍子木番三ヶ所雇賃壺ヶ月＝錢九ノ三百七拾貳文
- 但月々大小ニ而賃錢増減有之事

(文政七年)²⁸⁾

- 一町内夜番人給銀壺ヶ月＝錢壺貫五百六拾文
- 一町中木戸番賃錢壺ヶ所壺ヶ月＝三貫五百文
- 一垣外番賃壺ヶ月＝錢壺貫五百文

(文政八年)²⁹⁾

- 一垣外番町中廻り人足雇賃壺ヶ年分平均仕壺ヶ月＝錢四貫八百文斗
- 但十一月朔日ノ同晦日迄ハ百七拾貳文十二月朔日ノ正月晦日迄ハ壺夜貳百文二月朔日ノ十月晦日迄ハ百五拾文
- 一垣外番蠟燭代壺ヶ月＝限拾文
- 一辻合拍子木番雇賃錢壺ヶ月＝錢拾貫五百文右拾三点町中役割
- 但右番一件入用之十一月ノ来二月迄四ヶ月之間壺ヶ月ニ表借屋壺軒ニ付五拾文宛取集此集高を右番一件入用高之内ニ而引残町中役割ニ仕候事
- 一垣外番賃壺ヶ月＝錢壺貫貳百文遣ス

(寛政二年)³⁰⁾

毎月番錢

- 一貳拾四文 役数ニ而下役江
- 一八文 同 表かしや
- 一四文 同 裏かしや³¹⁾ ³²⁾

垣外墓掃除礼代共

- 八ツ時 壺貫文
- 八ツ半時 七百文
- 七ツ時 五百文³³⁾

各町内式目を眺めたところ町により規定の仕方は小さく変化している。中にはある特定の事項が他町に比較して突出している内容もあるが³⁴⁾、ここでは垣外番・夜番人の手当を町規定から掬いとることにする。

垣外番については無給で（有給のケースもある）吉凶の手伝いによる祝儀が収入であっ

28) 『諸祝儀式目并勘定立帳金澤町』、同所蔵。

29) 『諸祝儀式目年中勘定仕法、三郎右衛門町』、同所蔵。

30) 『式目帳南組、順慶町壺丁目』、同所蔵。

31) 『炭屋町定目』、宝曆十二年十月、同所蔵。

32) 『式目帳炭屋町』、明和貳年六月、同所蔵。

33) 『町内式目写、順慶町式丁目』、同所蔵。

34) 大宝寺町『申合帳』、同所蔵。

たと記されている³⁵⁾。

町内式目で面白いのは町により、経済的、地理的、社会的様相が町にとって必ずしも画一ではなかった。むしろこのあたりが町独自の式目を考える要因になっている。

雛屋町の垣外番が何名いたのか不明だが

垣外番の支払は弘化4年迄は雛屋町の役数³⁶⁾ 40×銭60文=2貫400文、これに表借屋(雛屋町の竈図がないから借屋の人数確定は不能)の住人は心斎橋筋・御堂筋に面している借屋×銭40文、唐物町・久太郎町・小路に面している借屋×銭24文、裏借屋は御堂筋・唐物町・久太郎町に面している借屋×銭15文、小路に面している借屋×銭10文となっている。嘉永元年の改ためでは大きく変わり

一町内垣外番之儀是迄之旧例相改此度改而兵助老人召抱候ニ付而者従来定之夜番賃番
其餘諸祝儀志等之儀改革いたし候處左之通り³⁷⁾

この改革により従来、夜番と番をする人数は不明であるが月に銭5貫文ぐらいまでと思う。兵助1人でこの仕事をする事になり、改革後、定時収入は

番賃は月に銭48文×役数40=1貫920文

夜番賃は町中から月に1貫500文を出す。

定時収入外は〈祝儀〉〈志〉により生計のたしにする。(最も町から見ればこれで費用は圧縮できたと考えている。町の定時収入の減った分は各家で出される祝儀・志で補完しなさい、というような内容になっている。)以下その項目は次の通りとなる。

- 一帳切15貫目迄は2貫文 兵助祝儀
- 16貫⁶30貫までは3貫文
- 夫⁶1貫目ニ付100文上ケ
- 一婚礼右半減 一法躰 300文
- 一養子 半減 一剃髪
- 一名前替帳切半減 一代判 500文
- 一元服惣領 500文 一家守替 500文
- 次 300文 一直判 500文
- 一誕生 500文 一上棟 500文
- 開取払共
- 一初節句初 500文
- 次 300文 一死去之節 500文
- 但し帳切半減名前人外
- 一帳切引移 700文 一掃除九ツ半1貫文
- 店出し
- 八ツ時 700文

35) 佐古慶三「お町内の研究(下)」、等4巻第6号、『大大阪』、昭和3年6月1日。

36) 井上正雄『大阪府全志』巻之二。

37)・38) 7) を参照。

七ツ時 500文
 一年回 200文
 一髪置、袴着、かづき初、入覚、参官
 一節季候 300文 等 300文³⁹⁾

嘉永元年の大阪の銭相場は数年来落ちついて銭1貫文で銀10匁、金相場の平均が金1両につき銀63匁7分6厘³⁹⁾金1両で銭6貫376文、広島米銀74匁5分、讃岐米銀75匁⁴⁰⁾、この金額は米1石である。1人1日5合で計算すると200日、因みに嘉永元年(354日)、同2年(384日)と現在の1年365日とは異なる。嘉永元年で1人1石7斗7升が必要、同2年では1石9斗2升が必要になる。

米で嘉永元年の銭換算は銭11貫286文、同2年の銭換算は銭12貫242文になる。

日々に受取る銭は3貫420文、不足分は祝儀、志等で補完しなければならなかった。よほど真面目に墓掃除なり、町の為に寄与しなければ生活は苦しかったと推察される。

金澤町は夜番人に月1人銀29匁7分⁴¹⁾、別に銭1貫文を遣し、合計約銭4貫200文になる。

垣外番の町中見廻りについては2人で月に銭6貫248文を支払い。辻合拍子木番三ヶ所所雇賃として月に銭9貫372文、月に大の月、小の月がある為賃銭が増減する事もある。

金澤町は地理的には東横堀川に面している為に他町の垣外番がない為、神経を使わなければならない事は町人達が理解していた。

順慶町壱丁目の垣外番賃は特別に人足を雇い入れ季節によって賃銭が異なっている。平均すると月に銭4貫800文ばかりで⁴²⁾、他に垣外番蠟燭代を金で支払うが町によっては蠟燭代、炭代、油料を現物⁴³⁾で支給することもあり、勿論、季節によって使用量は異なり、支給量も減量されることになる。

一垣外番賃壱ヶ月ニ銭1貫200文遣ス(寛政2年)

順慶町二丁目の式目中墓掃除の規定がある。これは垣外の墓掃除の労働とお礼共の金額を呈示する。

八ツ時 壱貫文(1時21分～2時22分)
 八ツ半時 七百文(2時17分～3時41分)
 七ツ時 五百文(3時14分～4時59分)⁴⁴⁾

上記の表記では何の事かわからないので、括弧は不定時法を現在の時間帯に直したが、

39) 三井高維編『新稿両替年代記関鍵』巻Ⅱ考證篇、昭和46年9月1日、柏書房。

40) 鈴木直二『大阪に於ける幕末米價變動史』、昭和52年10月20日、国書刊行会。

41) 39)を参照。

42) 20)を参照。

43) 樋之上町年中勘定仕法立帳写、亀井町諸祝儀式目并年中勘定書『大坂の町式目』、大阪市史料第32輯、平成3年7月31日。

44) 23)を参照。

時間の差があるのは季節のためであることは云うまでもない。例えば七ツ時から墓掃除を始めると冬場は陽の沈むのが早いから、3時頃から5時頃までを、また、夏場は陽の沈みが遅いから5時頃から7時位までを目安としたのではないだろうか。(括弧内は筆者が挿入した。)

(2) 商売の忌避

先行者の集団の生活に対する違和感に我慢することもなく、その異質性を強く意識することもなく、自らの手によって緩やかな歴史形成が熟成すると、今度はその環境を守ろうとする。経済的側面からは業種によっては競争したくないから同業種は集団の内に入れない。(稀に同業種ばかり固まる場合があるが、その場合は経済的な高まり、別な経済効果がある。) 環境的側面では匂いのあるもの、例示すると火葬場が近くに建設されたり、既設の建物がある場合、業種を業にしていく過程での匂い、音の発する鍛冶屋、遊廊、貸座敷業の風俗業、生理的に死を意味するもの、葬道具等、町内式目に明確に商売を記してなくても式目上では最低の事を守るための項目はある。

北組升屋町の文政5年12月における『式目定』

借屋賃候得者年寄組合相尋候上貸可申事但丁内得心之上貸候後町内ニ嫌候商売致候軟
又ハ町内ニ存寄之筋在之家主江申遣候へ者其訳不及相糺ニ早速家明させ可申事

もう一例を難波新地三町『式法目録帳』天明8年11月写
一借家賃候節町内不得心成商売躰之者者家貸付申間敷事
但借主所書并寺請会所へ差出可申事

この二つの式目を見て感じるのは貸してはいけない商売筋は多くは知っているが万一の場合に備えて念を入れて聞き及んでいる。

もし、家を借りてから商売替え、もしくは内々に嫌商売をすれば理由などを聞かずに家を明け渡す内容になっている。

町内式目といえば大阪は京都の影響を受けている。内容は特に吟味しなくても類似点はいくつでも取上げることができる。

町内式目の申合せ事項として、行倒、捨子、借屋人の身元、自身番、垣外番の番賃、人別帳の判形など、町内出銀規定も家売買、名前替、変宅等の出銀は奉行所の役人、年寄、月行司、町代、下人、女房等への祝儀、志は対象者、金額も似た内容になっている。

京都の町内式目⁴⁵⁾においても忌避商売は散見できる。変わった町では絹商売以外は駄目である。あるいは両替屋の出店を禁止している町で銭屋を開店させた例もあり、場所、時代により忌避の内容が異なる事を指摘している。

これらの忌避商売の嫌がられる理由を大阪の町内式目からまとめあげると

イ. 火災の心配

湯風呂屋、鍛冶屋、饅頭屋、蕎麦屋

45) 秋山國三『近世京都町組発達史』、法政大学出版局、昭和55年11月17日

- ロ. 白いの問題
尿屋、絞油屋
- ハ. 騒音の問題
石細工師、鍛冶屋
- ニ. 芸能に類する忌避
猿曳、歌舞伎役者、傀儡師、浄瑠璃語、三味線曳
- ホ. 動物処理に関する忌避
白革屋、毛革商賣、三味線曳、煎革屋
- ヘ. 風俗業種一女性を売り物にする商売
傾城屋、茶屋、煮賣屋、湯風呂屋
- ト. 葬に係る問題
葬道具師、葬貸物屋、醫者
- チ. 身体不自由者の問題
盲人、座頭
- リ. 社会、歴史的な問題
藍染商賣、山伏
- ヌ. 場所の問題
家請人、両替商

町の自治といえば聞こえはよいが総て先進的であるとはいいがたい。〈町の自治〉とは云いかえれば、その町の都合に合わせた運営、それぞれの町で様々な規定が生まれるのもこの為で、火災の心配は一番の恐怖であった。火を使用する職種、薪商売・絞油屋のように火災を助長する職業、あるいは石屋の様に騒音となる職、尿屋のように匂いの発する職も環境的な意味あいから嫌われた。木挽町南之丁では芸能として歌舞伎・狂言役者、火の使用、風俗、環境では煮売屋、居酒屋の問題がある。煮売屋は火を使い、女性を売る店もある、居酒屋は酔客の発生源であるから、これに類する行為として悪さ、喧嘩の遠因になるとして忌避商売にあげられている。

これだけでも町の自由性、町の色あい、町の情況が反映されていることに気付く。

これらの諸規定中、特筆すべきは升屋町の規定である。他町の忌避商売の概念からは食み出してしまう。それは新しい事も取り入れ、古い事はそのまま残すといった〈町〉本来の姿を唯一守っているからである。その証拠に14ヶ条の後に「右拾四ヶ條丁内前々^ル申合丁法度之儀ニ唯間弥無違異急度相守可申事、但時宜ニ寄一統和芸候而後々例へ不相成儀者其

46) 升屋町の忌避商売は下記の通り

- 菜種屋之事 - 鼈甲屋并ニ磯方之事
- 醫師屋之事 - 寺院之事
- 都而唐物類取捌商賣之事
- 地車之事 - 榆桃灯之事
- 黎り物都而寄進物等之事
- 撰待之事 - 盆大踊之事
- 開帳幟并笹等之事
- 神仏祭禮銘々心願在之ハ自分居宅丈ケニ取斗隣家江不相然様可致ハ或者作り物等差出人寄セ決而致間敷事
- 都而社堂寄進在之ハ此己後者銀納に取斗可申事

所ニ寄相談之上取斗可申事」⁴⁷⁾ この文は、他町の町内式目は規定化が進み、厳しい条文により律法化されている。本来はこのような姿が近代化（この時代では）として映る。升屋町の14ヶ条を眺めて、最初の1条、3条はどこの町内式目にも出てくる項目であるが残り11ヶ条は升屋町固有の条項である。これらの条項の特徴な町全体に係わったり、隣家に影響が出る様な経済的というよりは社会的、世俗的な条項が多く盛り込まれている。多くの町は経済興隆の為に町内式目を変え、それでいながら保守的な面だけは一層強化したにも拘らず、悪い面の自治が優先したように思われる。

他町においては同じ歩調であるにもかかわらず升屋町では緩かな相談として存在した。

(3) 町内式目に現れた座頭

「亀井町諸祝儀式目并年中勘定書」⁴⁷⁾ に家屋舗の売買等に係わる時に祝儀として座頭仲間に銀4匁、猿・人形仲間へは併せて銀8匁6分を渡している。大阪の町内式目中に現れた座頭、猿・人形仲間に関する名前自体があまり登場しないのが実情である。座頭はともかく、大阪における猿・人形仲間のことはわからないのも実情である。

『難波丸綱目延享版』には検校勾當として、都方城方合せて99人、右之外平座頭数不知とあり、『難波丸綱目安永版』においても⁴⁸⁾、

検校 九名
 勾當 嶋之内之分 七名 同西之分 七
 船場之分 二名 上町之分 五
 北之分 七 右之外平座頭数多

延享版、安永版では大阪においても多くの座頭たちがいたことを伺い知る事ができる。

民俗学者である中山太郎は座頭について見事な見解を披瀝し、職屋敷では日本全国の座頭を支配し、警官の売金を集め貯え、諸経費を控除した残金を毎年検校以下勾當まで配当していたが、座頭には及ばなかったと述べている⁴⁹⁾。

但し座頭はこの配当を受取ることが出来なかったがその代償として當道式目の定めにより將軍家、大名旗本以下の藩士、農民、商工業人に至るまで吉事凶事17種類の諸道運上の収入を得ることになっていた。

吉事として出産・建築・加増・婚礼等があり、凶事として葬儀・法要等に身分、貧富により冥加金を与えた。

座頭は職屋敷に入り、元禄頃は組織が出来上り、冥加金により上の位に昇っていくような仕組みになっていた。因みに『難波丸綱目延享版』中に〈都方城方合計99人〉とあるは組織上、大阪には既に出来ていたことを物語る、そして重要な事は——右之外平座頭数不知——とある。それなりの位についている者は暮していくことは可能だが、これらの平座

47) 大阪市史編纂所「大坂の町式目」、大阪市史史料第32輯、平成3年7月31日、大阪市史料調査会

48) 多治比郁夫・日野龍夫編『校本難波丸綱目』、昭和52年11月3日、中尾松泉堂書店

49) 中山太郎「座頭」、『國史辭典』(四)、昭和18年12月8日、富山房。

頭の暮しはどのようなものであったか、文化頃に書かれた『世事見聞録』⁵⁰⁾は現実の姿を生き生きと伝えている。

有職の所縁なき平座頭どもは、道路にさまよひ、飢寒の苦痛に沈み居りしが、当御治世に至りて、再び御仁政を加へられ、大小名国々在々に至るまで、家々毎に祝儀不祝儀の節、相応の米銭を貰ひて、渡世する事を赦されしなり。これを配当といふ。(・印は筆者)

・印部分には平座頭達の日常生活の活動部分として了解することができる。

平座頭たちは生活のために家を訪れ、その時々により厚かましくもなり、因縁をつけ、日常、町人達を困らせたことは容易に想像できる。各町ではいやな思いをしながらも対応していたが、大宝寺町申合帳では明確に意思を表わし、他町とは一様でない事を示している。寛政3年7月に〈惣録并一同之申渡〉の触には⁵¹⁾

近來座中之もの共一同風儀みだりニ相成、針治音曲等之家業をわすれ、利欲のミに耽り、無法之訴訟を企、物毎我意之振舞多く、次第ニ放逸ニ成行候處、惣録を始、頭立候もの共、改正し候心付も無之、却て我意ニ募候族も有之由相聞、(後略)

座頭たちの姿として本業を忘れて全儲けにいそしむ群と町中から祝儀として受取る〈謝意〉も薄れ、自分本意の金額を受取ろうとする群の事を指摘している⁵²⁾。座頭の金儲けの方法は上記の触に合い沿うように『世事見聞録』⁵³⁾の武陽隠士は言う。

今の座頭は、先づ官金と唱へて、貧人に金銭を貸し付け、高利を貧り、或は利足一割二割を取る。また礼金と号して、これまた一割二割を取る。右の礼金・利足とも、貸し付ける時、本金の内にて引き取るなり。また証文は無利足にて、預り金の積りなどにて、もし返済滞りたる時は、右の預り金の威にて取り立てるなり。その上纔か三ヶ月四ヶ月の期日にて貸し付け、その期日に返済出来兼ねる時は、また証文を書き替へ、新しき貸金に直し、その度毎に最初の如く礼金を取り、利足・月踊りなどいうて、一箇月を二三箇月となし、また月なし、日なしなどの極めにて、強欲非道に貧るなり⁵³⁾。

大阪の両替屋において大名貸で月踊りは行われていたから、上記の事情は特定地域の出来事だけとは考えにくい。このような理由がある限り、たちの悪い盲人・検校に家を貸したり、商売を認めると町内の風紀は著しく乱れ、町の和が保てなくなり、崩れる為に禁止、

50) 武陽隠士『世事見聞録』、昭和56年1月5日、青蛙房。

51) 高柳眞三・石井良助編『御觸書天保集成下』、平成1年3月30日、岩波書店。御觸書天保集成下、寛政三亥年七月

52) 51)に同じ。文化十四年三月

藝業を以市中住居之分并武家ニ罷在候とも、他之稼致候類は、檢校之支配たるべき旨、安永五申年相觸候處、近來座中之不入盲人多く、醫業賣ト等渡世ニいたし候分は、座中之支配不請なと心得違候も有之(中略)

琴三味線針治導引等之藝業ニ携候ものハ、檢校之支配可請筈之事候間、其旨相心得(後略)

53) 50)に同じ。

忌避商売の一つに計上したと思われる。

(4) 町内式目に現れた猿廻し

柳田國男は「猿廻しの話」の中で、猿廻しについて次のように述べている⁵⁴⁾。昔は立派な儀式であり、京都では朝廷において正月三日間は儀式が行われ、江戸の幕府でも年々継続して行われていた。その儀式は馬の安全息災を祈る為の宗教的儀式であった。下野では猿丸太夫の苗字を小野と称している。

猿丸太夫とは人間らしく聞えるようにくっつけただけで、実体は猿と同じで、太夫は朝廷に任へていたものの事。小野一族は宗教に関係があり、猿女君氏と小野家が結合し、この一族が今日の猿引の元祖であり、その猿女-舞女このような関係から猿廻しの儀式が初まったのではないか、然しこの小野家が猿引きの元祖であると云うのは、小野家は元来神事を掌っていた家であり、その家が猿女君氏と結合して朝廷に出て舞っていたが、この舞いというのが郎ち猿がやっていたのではないか。猿丸太夫の名はそれを表わしている。

猿の舞は朝廷の儀式であったのが一般に馬の息災を念ずる為のものであった為に段々と拡がり、小野一族から離れ各地に拡がっていった。

徳川家康が初めて江戸に入った頃、馬が病気になると猿廻しが来て祈禱をしたもので、この猿引きが猿芝居になったのは、ずっと後のことで新しい猿引の数が増えて来て一定の縄張り内では経済的な問題が起り運営が困難になり、死活問題にまで及ぶことになる。その為に猿芝居を考え出して一般観客を相手にする様になった。

この事は猿廻し(猿引)の来歴と門付芸といわれるところまで来た事を描いている。

盛田嘉徳は柳田國男の説を一部吸収しながら猿引きの芸が門附芸に移行していくことを次のような言葉で示した⁵⁵⁾。

散楽の中の一雑戯であった猿曳き芸が、やがて、単独で辻芸となり、門附芸に移り変っていったのは、だいたい平安末期からのことであり、鎌倉時代に入ってしだいに伸展をみたのであろう。

祝言をいいながら町を訪れ、その土地の頭、大阪なら山崎町に住む甚兵衛⁵⁶⁾の許可を得れば猿廻しができることになる。

〈祝言〉を云う、態度は重要な示唆がある。猿を舞わせるのが、どうして目出度いのか、「近頃河原達引」に使われている歌詞は⁵⁷⁾

54) 柳田國男『定本柳田國男集』、第二十七巻、昭和49年7月30日、筑摩書房。

55) 盛田嘉徳『中世賤民と雑芸能の研究』、昭和55年5月20日、雄山閣。

56) 48)に同じ、延享版に

猿引 頭カ
ツ 老人 山崎町 甚兵衛

同じく、安永版に

猿引 頭一人 山崎町 甚兵へ

57) 鈴木栄三編『日本職人辞典』、昭和60年10月15日、東京堂出版。

「お猿はめでたやな、聳入り姿ののっしりとへ。

お猿はめでたいと強調されている。理由はない。近世の頃は祝寿芸が中心で、狂言「うつばざる」⁵⁸⁾の猿引の猿唄、秋田の猿まわし⁵⁹⁾、長崎踊⁶⁰⁾、佐渡の猿舞⁶¹⁾等の歌詞中に共通要素があるのは〈おめでたい〉〈めでたい〉の言葉で、祝寿芸としての猿廻しが、狂言として〈鞠猿〉、人形浄瑠璃の〈近頃河原達引〉として演じられるのは庶民に受容されている一つの証でもある。郡司正勝は猿廻しについて言う⁶²⁾。

古くは厩祭の祈禱に回った祝言職で、めでたい祝言を述べ猿を回した。

別に、小川門太夫は『猿舞と御殿女中』に次のように語っている⁶³⁾。

何處のお屋敷でも猿廻しを初春の吉例としてありましたので、

猿舞は、吉例の事ですから、特別のお好みがあれば憂ひ物は一切演じません。それで何という種類のものをするかと申せば、先づ三番叟、鹿島踊、長崎踊、若衆踊、輪の曲、綱渡りなどいう様なもので、

郡司正勝は猿廻しを〈祝言職〉として一言で月付けたが、明快な概念である。祝言については折口信夫が説得性ある言葉で、〈祝言職〉を壽詞を唱えて殿のほかひとして神事を職業化してゆき、内容についても分化し、芸道化し、古い旅芸人、門付芸人と規定する⁶⁴⁾。

元々馬を祈念していたことは、大名、小名の馬屋へ行き、壽詞を唱えて祈念していた事が、後に猿を舞せる詞として成立すると考えれば折口の考え方がよく理解できるし、小川

58) 笹野堅校訂『能狂言』上、「うつばざる」、昭和19年5月15日、岩波書店。

ハア、猿が参りて、こなたの御知行まつさる目出度い能仕る。おどるが手本たちみ馬や、牧おろしの春の駒が、鼻をそろへて参りたり。もとより鼓は波のおと、よせくる波をかぞへ申せば、眞如の囀り音楽の聲、諸法實相とひびき渡れば、地よりいづみが相生して、天より寶が降下る。ハイヤハア、きやうがりきよくしゆんたり。こなたの御庭を今朝こそ見たれ。イヤ、こがね升にて米はかる、へ。

59) 小沢昭一・高橋秀雄編『大衆芸能資料集成』第三巻、昭和57年2月15日、三一書房

備へてまるる宝物には、綾は千駄錦は千駄、火をとる玉に水とる玉、麝香の臍幸ひかな。万劫めでたや御髭撫て、千代の御神楽まいらそへて神をかざし、のつとを申す御代も繁昌なり。

60) 59) に同じ。

「御代芽出度う祝を舞ふ獅子がヤーレ舞うては出でる、頂上に居り天王住吉八幡祈り奉る、芽出度いな、たいけい殿が笛が役ゆけんにかんう」

61) 59) に同じ。

めでたやへ、猿とは目出たや。事のよしは猿とはめでたや。今年や目出たの春の松かざり、あれ何松と人問へば、あれこそ福の留り松、竹はさいなん払はして、松は古今の色を見る。幾千代栄えて君が代は、雪の中でも枝葉をさかえ、松と竹との相生に、日本治まる御帝とかや。竹は不老の節を込め、松は千年の齢を保つ。まへへ御家御機嫌よく。

62) 郡司正勝「さるまわし」、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館『演劇百科大事典』第3巻、昭和35年10月5日、平凡社。

63) 村崎修二編『花猿誕生』、昭和61年5月1日、清風堂書店出版部。

門太夫の云う〈吉例〉は歴史的にそのようになっていた事実にすぎない。

このように考えると高柳金芳や喜田川守貞が疑問点あるいは歴史として理解している点が明白になる。

また大坂では結婚や宅地買収などの目出度い時には猿飼に銭を与える慣わしがあったが⁶⁵⁾、

大坂市民葬送及び年忌等の凶事又婚姻及び宅地を買得たる等の吉事坐頭に大略三百銭を與ふ猿引には吉事には與之凶事には不與之を制とす⁶⁶⁾

繰返す必要もないが猿引が何故吉事であらねばならない事由として祝言職としてあり、歴史的な発展段階を経て、芸能に行きついた点は折口信夫が指摘する通りである。

周防を治めていた大内氏の掟書に文明18年4月29日に下記の禁制条項がある⁶⁷⁾。

禁制

一 薦僧、放下、猿引事、可_レ拂_レ當所并近里_一事

室町期において既に禁止されている。ただ禁止されている仲間に薦僧、放下達と一緒にあるのが気にかかる。この時代にこの人々は多くの差別を受けた。綱野善彦の『異形の王権』⁶⁸⁾では、『諏訪大明神絵詞』に「白拍子・御子・田楽・呪師・猿楽・乞食非人・盲聾病痾の類ひ」が並記されるが、そこでは「遊手浮食の族」の語が用いられている。この言葉は「異類異形」よりもさらに古くから用いられており、「異類異形」にとってかわられていく。

『三十二番歌合』⁶⁹⁾にも千秋万歳、絵解、猿曳、こも僧、鉦叩、胸たたき等を意識内にとらえている姿は『融通念仏縁起絵巻』⁷⁰⁾に登場する。鉦叩き、放下僧、癩病者とおぼしき人々、乞食、非人、流浪芸能民等と同じような距離で見ている。かつて差別されたものが、別な者を差別して、自己保身を斗る事、あるいは別に自己保身を斗る意識は特別な意識ではない。文明18年に周防の大内領内においても薦僧・放下・猿引は近くの里か当所から追い払われる身分であった。猿引の差別感は一層強くなってきたと受けとることができる『猿舞と御殿女中』⁷¹⁾の中に九代目小川門太夫の話しを取上げ、彼が云うには、將軍

- 64) 折口博士記念古代研究所『折口信夫全集』第一巻、昭和47年5月20日、中央公論社。
土地についた生業を營まず、旅に口もらふと言ふ點から、人に養はれる者と言ふ侮蔑を含んで居る。決して、近世の無産の浮浪人をさすのではない。而も、巡遊伶人であることは、確かである。(中略)ほかひゞとは、壽詞を唱へて室や殿のほかひなどした神事の職業化し、内容が分化し、藝道化したものを持って廻った。最古の旅藝人、門づけ藝者であると言ふ事は、語原から推して、誤りない想像と思ふ。
- 65) 高柳金芳『江戸時代非人の生活』、昭和46年1月25日、雄山閣。
- 66) 喜田川守貞『類聚近世風俗志』、昭和2年12月20日、榎本書房。
- 67) 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三巻、昭和44年9月30日、岩波書店。
- 68) 綱野善彦『異形の王権』、1992年11月25日、平凡社。
- 69) 塙保己一編『三十二番歌合』『群書類従・第二十八輯』、昭和54年6月15日、続群書類従完成会。
- 70) 50)を参照の事。

家から扶持を戴き、御三家御三郷の屋敷の出入り、その他諸大名、旗本屋敷の出入りをし、江戸に12軒の猿飼が正月五月九月の三度に將軍家のお厩祓を勤め、79石8升の扶米を受け取り、猿には別に餌物として米が10俵、豆が3俵宛年3度戴いていた。私自身は1軒の大家にして上屋敷、中屋敷、下屋敷とあり、689軒もあり、3月頃までかかった。

『猿廻し』には足利の頃から徳川の御代にかけて禁裡と幕府に招待を受け、新春の賀を祝い、禁裡には大和・京都の者、幕府には尾張三河遠江の者と決まっていた⁷²⁾。

2つの話しから推すれば、猿飼の筋、伝統のある猿飼者は定数、場所も決まっており、それらの猿飼者は差別される事もなかったといえる。逆に差別されたのはこれ以外の多くの猿廻し達と考えるとよい。

元禄元戊辰年 觸339 六月朔日
猿廻シ惣而物貰共脇差を差間敷之事⁷³⁾

古来より帯刀が許されていたにもかかわらず市井の猿廻し達には帯刀の禁止となった。この事を証明するような川柳が詠まれている。

猿廻し竹だか木だか壱本きめ (明八信4)
猿廻し鯨か竹か壱本差し (安四智6)⁷⁴⁾

この川柳は明和・安永頃の作品であるが、帯刀が禁止になったにも係らず腰に竹・木・鯨の骨で作製した棒のようにして刀に似せて、腰に差している姿は、古来の姿を偲んでいる。一般的には猿廻しに対する差別の一種である。

名門の伝統ある猿飼と違い一般の猿廻しは細々とした生計を営んでいた。

其外手下猿飼共ハ町家を猿引歩行、錢米等貰請候儀ニ候得バ⁷⁵⁾

一般的な猿廻しは町家を歩るき、錢、米等を受取っていることがわかる。恐らく、江戸だけでなく、他地域でも同様の事態であることは一部の猿飼を除外して、ほとんどの猿廻しは社会的に身分を落していたから、百姓達が田植え時期までに行なう猿廻しにしても遜色はない。

喜田川守貞も云うように、吉事に訪問したとして、訪問される方はお目出度いことだから多少の祝儀をはずんだとしても不思議ではない。何故町内式目の出銀規定に表われないのか。亀井町の出銀は「家屋舗買請候出銀」他3つ、都合4つに猿廻しの仲間に出銀して

71) 小川門太夫『猿舞と御殿女中』『風俗研究』57号、大正14年、所収、村崎修二編『花猿誕生』、昭和61年5月1日、清風堂書店出版部。

72) 権田保之助「猿廻し」、『大道芸人』、大正12年、実業の日本社、所収村崎修二編『花猿誕生』。1986年5月1日、清風堂書店。

73) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、昭和54年1月30日、清文堂出版。

74) 渡辺信一郎『江戸の生業事典』、平成9年5月20日、東京堂出版。

75) 『古事類苑』21、昭和45年10月25日、吉川弘文館。

いるが亀井町忌避商売⁷⁶⁾には芸能関係の規定は見当たらない。亀井町を除く他町においては、日常的な雑芸者に対しては垣外が追い払う事や、猿廻しの数も江戸に比較してはるかに少ない為もあり⁷⁷⁾、町内式目に申告をする必要が起らなかった。江戸時代と馬はある必然的な関係を保っていたが、明治時代になり、時代と馬の関係は切断され、猿廻しが保有していた歴史的な求心性は希薄になってゆき、最後は和歌山県においても明治の末に猿廻しの家は途絶えたという⁷⁸⁾。

(5) 行倒人の処置

行倒人は公領私領に関係なく、領主地頭代官が見分の上、町奉行所に通報することになっていた、町奉行所で死体の始末、吟味を引請てきたが明和3年に一私領限りとし他領に関係無いものは地頭が処分せしめていた、と大阪市史は云っている。

大阪の町内式目中、行倒人に対しての見解は概ね次の通り

当町内で往来人・非人。怪我人などが大道または軒下、納屋下で行倒れになれば、まず町内に知らせ、その後御奉行所へ連絡する。

勿論、その家主の前で倒れたらその家主が世話をし、隣との境目であれば、その家主と隣家とで世話をし、場合により町で世話をしたり、お金の負担をする場合もあった。

町の大道・往来での非人は顔馴みであり、顔馴みの非人が行倒れになる事もある。町に規定されているのは行倒人が多いこともあるからで、町住民にとって頭の痛い大問題であった。わが店の前で倒れを発見すれば自分が出銀して面倒もみるが、自分がみなくても町の出銀になれば少額とはいえ金額が割り当てられる。

安永2年6月20日、月番・惣年寄が番所に呼出された。内容は是迄町々無宿の非人行倒人を養生するように仰付かった町人共は難渋していることを思い、行倒人収容の小屋を建設することだった⁷⁹⁾。しかし、小屋を建設する資金がいることから、小屋建設の経費分担の話しを伝えた。話しの内容は、

- 小屋建入用 代壹メ五拾九匁五分
- 行倒人小屋迄乗候かご、是ハ壹町^(共) 〆可出事
- 小屋ニ而之敷筵、是ハ右同斷二枚ツ、可渡事

76) 大阪市史編纂所「亀井町諸祝儀式目并年中勘定書」『大坂の町式目』、大阪市史史料第三十二輯、平成3年7月31日、大阪市史料調査会。 亀井町の忌避商売を記す。
火職商売筋、都而煮売屋、桶樽職人、湯屋、革商売、薬種商売、炭薪商売、貸色屋、置職人、綿打商売、山伏、神道者、道場、道具市屋、富札売場、医師方、堂上方御内人、軒先おたれ筵等致候商売筋

77) 喜田革守貞『類聚近世風俗志』、昭和2年12月20日、榎本書房。
江戸は猿引甚だ多く毎日十数人來り乞ふと有京坂は甚だ稀也三都共に其扮古手巾をかむり幣衣を着し(後略)(・印は筆者)

78) 織田紘二「近世大道芸人資料」(12) -猿まわしの系譜(一)-、芸能8月号第9巻第8号、昭和42年8月10日、芸能発行所。
和歌山県で猿廻しの調査行ない、和歌山市梅原・粉川町上田において過去に猿廻しの家は存在したが、明治期の末頃には猿廻しの家は一軒も残っていないという。

79) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、昭和54年1月30日、清文堂出版。

一番人之儀、是ハ晝壹人、差帟を以可為受取候事
 右之分三郷〔入用〕
 一粥代 一油代 一薬代
 〔右之分御〕公儀〔様御〕入用

安永2年8月7日、町人共の意見を聞き、御城代は高原小屋を建設する旨、町人共に伝えられた。このようにしてできた小屋を〈高原小屋〉と呼び、高原の範囲は、北側は未吉橋通り、南側は空堀より北、西側は松尾町裏町より東、東側は瓦屋寺島藤右衛門請地の西側（御祓筋）な位置する⁸⁰⁾。

高原とよばれる区域の東南角に非人小屋があり、それ以外が俗に高原と呼ばれていた。高く盛り上がった地形をしていた事も起因している。井上正雄はこの付近を高原溜といい、俗に高原と呼び⁸¹⁾、又野漠と云う、⁸²⁾ その地高く原野の広漠としていることからその名前が起こったと云う⁸³⁾。

その後10年が経過して、圍が大破し、番人といっても昼夜1人で管理する不便を感じ、その上、行倒人も多くなった事を理由に増築を考えていた。この件については長吏も相願っていたようで（長吏はこの小屋の管理運営を任せられていた。）銀4貫895匁8分で小屋を作り、番人も2人宛、1人銭150文を支給するように長吏から出願された案件は天明4年になり受容される事になった。

先にも少し触れたが非人の行倒れについての見解は、享保18年6月11日の触に⁸⁴⁾

勞行倒候非人之事

享保19年正月7日の補達に⁸⁵⁾

旧冬^ル當春ニ至、町中ニ而非人行倒候者多有之由達御聽候、去ル夏も申渡候通、煩候
 歟又ハ歩行よりき非人之分ハ、其町ニ留置、相對を以長吏共へ差遣、育候様致遣し可
 申候、大長吏共へも右育料貧不申様ニ被仰付置候間、其段可被致承知候、右之類之非
 人參候ハ、町送りニ致し、追拂候義堅致間敷候

行倒れ非人の内、歩行可能な非人は町中に留置いて話し合いの上で長吏へ渡して育てるように云い、大長吏に対しても育料が貧弱な事は理解できる。若しこれらの非人が町内に来れば追払うのをやめて町送りにする旨の補達が惣年寄よりでている。

非人達が町々にでかけ、どのようにしていたか、また、どのような態度で町の人達と対応したのか。天明三癸卯年十一月十一日補達186には

80) 佐古慶三『増修改正撰州大阪地図』、昭和45年11月25日、清文堂出版。

81)・82) 井上正雄『大阪府全志』、卷之二。

83) 佐古慶三編『大阪町名考』、大正15年8月28日、關西信託。

84) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、昭和54年1月30日、清文堂出版。

85) 84) に同じ。

其町ニて養生申付、快氣致候者爲立去様様申渡候所、輕キ病氣ニても町々を見立行倒、養生之内種々我儘を申、日數を經、立去候節も鳥目など乞候様相成

とある⁸⁶⁾。このような事情は日常茶飯であったと類推する。安政年間に大阪に住んでいた儒者広瀬旭莊⁸⁷⁾は我家ヲ移セシトキ。町ノ年寄会所ニ祝儀ヲ贈ル事。合セテ金一步ニ満タス。町ノカイ徒ト云モノ。頻リニ乞テ。二貫文ヲ出セト云フ。会所ニ吟味ヲ頼ミ。終ニ二朱クラヒニテ済ミタリ。子生ル、時。又強テ乞ヒ。五六百錢ヲ出セリ。と述べている。

また、寛政四壬子年十一月三日に出された口達（達1029）は少し長いが非人の実態が審らかにしているので引用する⁸⁸⁾。

一都而當表町家之者共、吉凶并宿替又者年回法事等之節、非人共大勢其所江寄集り、物を乞候得者、其町家之身上相應ニ、祝物或ハ志施遣し候趣ニ候所、不立去、且施し候品、乞余相當^(食)之ものを遣し候而者中々不聞入、酒飯鳥目余計ニ乞取、夫のミならず及遲滞候得者雜言等申、及嵩高候儀も間々有之由、勿論其家々ニ而者喜愁之申故、彼是應對ニおよび候を面倒ニ存、事立不申候儀ヲ專一ニいたと、乞ニ随ひ酒飯鳥目等過分ニ差遣候故、非人共彌增長いたし候趣ニ相聞江、不埒之至ニ候、其外小兒之宮參り髪置等ニ而、神社寺院等へ參詣之節杯も、於途中非人共取圍ミ、押而鳥目乞取候趣相聞、不法成事ニ候條、石躰之儀見當次第可為召捕ニ而候、畢竟右様之儀者、町内ニ兼而雇置候非人番、取鎮方差斗ひ不行届故之儀与相聞へ候付、此度其頭之者へも嚴敷申付候事ニ候、乍去非人とも多く數寄集り候節、一町ニ壹人之非人番ニ而ハ手余リ可申間、町人共心を付合、見當次第追散し可申候、万一手向ひいたし候ハ、繩卷ニいたし置、月番之奉行所へ可申出候事。

上記の口達にあるように四箇所長吏輩下の非人が町家の吉凶に際し、米や錢等を強要していることを示している。これらの事は何度も何度も〈達〉が出されていた。そして、このような場合に決して米錢を与えない事を繰返し指令している。

文政11年5月3日 達1636⁸⁹⁾

役木戸番長吏并手先之者共、町家之者へ對し、不作法之儀有之候ハ、可訴出之事、

天保2年5月8日 達1694⁹⁰⁾

長吏下之者共町家ニ到り、押乞同前之儀致間敷事、長吏小頭并手先と唱候者共、町家之者へ對し、不作法權柄ケ間敷儀有之候ハ、早々可訴出之事、

天保9年6月14日 達1917⁹¹⁾

86) 84) に同じ。

87) 藤木嘉一郎『江戸時代史論』、昭和35年5月15日、平安書院。

88) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四上、昭和54年2月28日、清文堂出版。

89)・90) 88) に同じ。

91)・92) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四下、昭和54年3月30日、清文堂出版。

當表役木戸并四ヶ所長吏小頭共、町家之者共へ對し、不作法權柄ヶ間敷儀有之候ハ、
早々可訴出之事、

これらの〈達〉の背景に町家では後日の難を恐れて奉行所に訴えず、金品の授受が行なわれた。非人の横暴に対し町人共が腹に据えかねており、〈非人〉に対して遣切れない気持を抱えていた。天保八丁酉年四月十一日 達1885には⁹²⁾

町中往還・軒下・橋之上等ニ、非人躰之者病氣又者勞レ候而行倒居候ハ、見付次第
早速其丁内_ル心を添遣、持場之長吏共江可引渡候、若及見聞、捨置候義相聞候ハ、
急度可令沙汰候、右之通三郷町中不洩様可申聞置事

なまなましい実例が報告されている。町人共の気持が達1885に込められていても不思議ではない。

大阪の町内式目中、非人の行倒れ、行倒れ人、けが人、変死等の取扱いについて、順慶町貳丁目（天保10年）⁹³⁾、升屋町（文政5年）⁹⁴⁾、難波新地三町（天明8年）⁹⁵⁾、雛屋町（嘉永元年）⁹⁶⁾、順慶町壱丁目（寛政2年）⁹⁷⁾、北久太郎町貳丁目（安永6年）⁹⁸⁾、久左

93) 大阪商業大学比較地域研究所蔵。

順慶町貳丁目 天保十年

－行倒もの之在之節軒下大道不抱諸入用ハ定通り割方可致事

94) 93) に同じ。

升屋町 文政五年

町内大道往来非人杯行倒候節又ハ其外何事ニ不寄不時之儀出来致候共往来大道之儀ハ入用銀
丁内役割ニ取斗可申事

但外_ル入込候儀ニ候とも家内ニ而不時出来致候時其当家斗之事成へし

95) 93) に同じ。

難波新地三町 天明八年

－三町中行倒者有之候節右同断

右ハ三町中惣役わり

96) 93) に同じ。

雛屋町 嘉永元年

－往来軒下ニ行倒れ人亦者輕家人非人行倒レ等有之候諸入用町中役割之事

97) 93) に同じ。

順慶町壱丁目 寛政二年

－町内往来軒先ニ行倒もの又ハ変死等有之節諸入用

98) 93) に同じ。

北久太郎町貳丁目 安永六年

－丁内ニ行倒者有之候節者入用右同断

99) 93) に同じ。

久左エ門町 慶応四年

－行倒人諸入用 本間割

但軒下又者濱納屋下等ニ而変死致候ものニ而も都而往来ニ抱り候分者本間割

100) 93) に同じ。

大宝寺町 天保八年

－丁内ニ行倒もの其外大道ニ而餘成之儀有之候ハ、両向ひ組合立会を作可致諸入用役割之事

101) 93) に同じ。

金澤町 文政八年

－往来軒先ニ行倒者又者変化之もの有之節一件諸入用

エ門町（慶応4年）⁹⁹⁾、大宝寺町（天保8年）¹⁰⁰⁾、金澤町（文政8年）¹⁰¹⁾等が規定化している。

これらの町内式目に共通する事項は形式的に行倒者への対応を備えてはいるけれど、先の天保8年4月11日の口達のように非人に対して見て見ぬ振りをしている態度が町中に蔓延していたら、どこまで遵守されたか疑問である。早朝自宅店前に倒れている人を移動させる事も可能である。町内式目は時代の流れに対応して社会的、経済的、地理的に変化している、特にその町にとって重要な事項は残存するが係わりない事項は消えてゆく、その意味で大阪の各町々における町内式目に差異・変化があるのは当然である。

炭屋町の町内式目（安永6年）¹⁰²⁾に行倒者は何者に限らず町内へ知らせ、その後番所に知らせるとある。

軒下・納屋下の行倒れ、あるいはその境目の場合は境目に近い地主が世話をする。

四ツ辻での行倒れの場合は四ヶ所の屋敷で世話をするが、もし、一方へ寄っている場合は三步は四ヶ所の屋敷で出す。

大道での行倒れで、一方に片寄っていたとしても両向いで世話をし、両向いが三步を出す、両向いに限らず境目の場合は地主が出す。

軒下に行倒れがあれば、地主が三步を出す、隣との境目にかかっているならば、両家で世話をする。三步は両家より出す。

行倒者に対しては、町にとっても家主にとっては全く身に覚えのない不慮の出来事と触などから見ると、その数も決して少なくなかった。この為、もめ事も多発し、町としてはできうる限り早く始末をしたいが為に町内式目に織り込んだ。

(6) 捨子の問題

捨子は大きな社会問題であった。貞享4年より僅か5年ぐらいの間にたびたび触が出された。

貞享4年4月14日	触319	捨子之事 ¹⁰³⁾
元禄3年11月2日	触406	触407 捨子之事
元禄4年3月15日	達13	捨子致間敷候事
同年6月	触419	捨子之事
元禄5年11月朔日	触443	捨子之事

捨子の問題が決定的な解決にいたらず、繰返し触・口達が流される事に問題の深さがあった。町は例により〈お上〉から仰渡された件については一同相談をして、町内式目に取込み、一定年限に至るまでは町で養育をするようにしていた。

不心得者もいて捨子に金子を添えて放棄する者が多く、貰人は添金に着目して、子供を殺し、棄てる等が時として行なわれていた¹⁰⁴⁾。

102) 93) に同じ。

炭屋町 安永六年

103) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、昭和54年1月30日、清文堂出版。

享保19年9月に捨子を貰い、あるいは外の者へ遣わすことを禁止したが、しかし、止むを得ない事情がある場合は子供が10才になるまでは貰って育て、もし、上記事情に違背した者がいれば極刑をもって対応した。

捨子は特定の地域だけの問題ではなく、当時元禄年間の記録¹⁰⁶⁾、別に他国の記録でも同様の事が指摘される筈である。大阪の町内式目においても大同小異で養育料の問題、世話の問題、貰人の問題等が主要な問題であった。

金澤町と大宝寺町の町内式目から

- 一町内ニ捨子有之節其門主并家主ノ介抱ハ勿論貰人有之候迄乳之世話可仕事養育料銀式百目肝契世話料四拾匁遣ス¹⁰⁶⁾
- 一丁内捨子有之養育料銀役割尤縁ニ付候迄諸入用ハ当家ノ可差出旦又不縁ニ而帰り候ハ、又々縁ニ付候迄之入用同前之事¹⁰⁷⁾

捨子があれば、その家・店が面倒を見て、貰人が現れるまで乳などを与えて世話をするようになっていた。しかし、一向に捨子が減らない現象に役所が次に考えたのは町の木戸番、見廻り人の怠慢ではないかと疑念を持つに至った。元禄4年8月12日 達17では¹⁰⁸⁾

捨子致者可捕來之事

元禄10年正月23日 触552に¹⁰⁹⁾

(前略) 今以毎度捨子致ノ段、不届至極ニ候、自今以後町中申合、夜番之者ニ申付置之、心掛、捨候もの召捕候様ニ可仕事。

安永3年2月11日 触2858によると¹¹⁰⁾

(前略) 近來捨子令増長、不届之事ニ候、依之以來町々ニおゐて出生之者有之者、家持者年寄江相届、借屋人者家主江相届、家主より年寄江相届、手代等者主人相届、其主人より年寄へ可相届、年寄共相糺、早速人別等加置可申候、此上捨子いたし候者於有之者、急度曲事ニ可申付間、町中之者町切ニ随分心掛ケ、夜番之者江申付、捨候者者勿論、あやしき躰之者ニ而も、見逢次第可捕來候、令油斷捨子致させ候ハ、夜番之者不念たるへく候。

元禄4年から安永3年の80年間は捨子の問題が改善される事はなかった事を物語っている。更に14年後、天明8年9月28日 触3483を見ると¹¹¹⁾

(前略) 近來別而町々ニ捨子多有之、不届之至ニ候、此上致捨子候者見逢次第召捕、急度御仕置可申付候、旦又捨子多有之候段、全町々夜番人とも廻り方等閑故之儀与相

104) 大阪市東區法圓坂町外百五十七箇町區會『東區史』第二卷、昭和15年10月6日、大阪市東區役所。

105) 高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』、1976年9月20日、岩波書店。

106)・107) 「金澤町」「大宝寺町」町内式目、大阪商業大学比較地域研究所蔵

108)・109)・110)・111) 103) に同じ。

聞、不埒ニ候、彌番人共入念繁々相廻、心付候様、町々役人共急度可申付、若捨子致候ものを召捕候ハ、早々可申出候、番人者不及申、其外之者ニ而も御褒美可被下候事

石見・土佐の触らしく、全部の町に告知すべく、この節夜番人、廻り方が暇と聞いているがとんでもないと云い、番人はよくよく見廻れと云っている。暗に「巡回を徹底すれば捨子の数は減少するのではないかと」思える触である。捨子の時間帯は人がいては人目につき、具合が悪い。そこで捨子をする者は巧みに綱の目を通り抜けていた。

この事は次の補達・補触でも指摘している、慶応元年6月8日、補達976¹¹²⁾では北組惣年寄、江川庄左衛門宅に呼出された。内容は、

今四ツ時通達町々江川庄左衛門様御宅江御呼出之上、左之通書取を以被仰渡候、難波橋・鈴木町・谷町筋・中寺町筋・津國町・日本橋四丁目・浄國寺前棚門并ニ橋々棚門者、夜四ツ時^ル片扉^ル、通行人嚴重ニ相改、無差支通行爲致、明六ツ時^ル相開候事、但、閔有之分、兩扉^ル、閔^ル通行爲致可申候、小路々々棚門者夜四ツ時^ル切、明六ツ時^ル相開候事

元禄2年3月21日 補触53においても¹¹³⁾

—裏借屋路次之戸、日暮^ルしめ置、家主又ハ家守かきを預り、用事有之節者聞届出入可仕事

これ程嚴重で数多くの木戸が存在したことはケンペルが大阪に来た時の印象は¹¹⁴⁾ 各町々には堅固な門があり、夜間はことごとく錠をして門を閉ざす。と述べている。町木戸の突破は夜盗賊はさて置き、捨子等できる筈がないのに大阪の中心部に捨子があったり、行倒人もその夜に倒れた人も数多くいたと推察されるが。一町を木戸で取り囲まれた状態だと大きな音を出しながら木戸を破壊するか、梯子を架けて木戸を乗り越えるか、木戸の潜り戸の錠を壊すか、そうしないと木戸の中には入れない。ではどうやって、いとも簡単に捨子が容易に可能なのか、それは町にある木戸の設置場所と木戸の状態が問題であり、総てに町木戸が設置されている訳ではない。

通常、亥の時（午後10時頃）を限度として仕事を休み、木戸は閉じられる。木戸が火事で焼け、新築する金がなかったり腐食した木戸を改築することもなく放置した状態の町木戸もあった。また木戸に竹を打ちつけた木戸もあり、木戸について市史は天明6年には夜中木戸を^ルない町もあり¹¹⁵⁾、亥刻以後は町送りになる。

112) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四下、昭和54年3月30日、清文堂出版。

113) 103) に同じ。

114) 呉秀三訳『ケンペル江戸参府紀行』、異国叢書復刻版全十三巻、昭和45年11月30日、雄松堂書店。

115) 103) に同じ。

寛政4年にも夜中番人共熟睡し、木戸が開いている¹¹⁶⁾。

寛政8年にも夜中木戸不_レ置、しかも番人は金がかかるから老人又は足弱の類の人を雇用していた¹¹⁷⁾。

これだけの理由で捨子の問題を処理する事はできない。やはり木戸の設置場所・木戸の状態を問題としなければならない。

裏借屋の路次は亥ノ刻限に閉鎖し、翌朝卯ノ刻を以て開く¹¹⁸⁾。天明3年の頃に¹¹⁹⁾

—大坂町々—町限りに木戸を被仰付

延享3年11月25日 達520によると¹²⁰⁾

町方火之用心、且又町境門ニ錠おろし申間敷事

天明3年の件は天明4年御触及口達に¹²¹⁾

町々木戸之儀、過半損候を其儘ニ而修覆不致場所も有之、類焼以後取拂、當時一向木戸形無之場所も在之、不取締候間、御城近邊、東ハ玉造、西ハ東横堀限り、南ハ長堀川限り、北ハ大川限り早々修覆可致候。尤前々_ル木戸無之丁々も、壹丁限り木戸相建可申候。其餘之丁々之儀も、別段同前追々木戸修覆可致候。尤時節柄難義之丁々も可有之間、其分ハ不締無之様、可也ニも可致旨、町々へ申渡候。

辰十二日 土佐
備後

この触を見た限り、類焼以後は木戸のない町や修覆されていない木戸が随分あった。

それに大阪の町々総てに木戸が設置されていた訳ではない。元々木戸のない町々に対しては壹丁限り木戸を建てるよう指示をしている。特にこの触では大阪城近辺の町々の木戸を促しているのは防御上の事である。

これら修覆が進んだ天保13年9月26日に¹²²⁾

町々木戸追々修復相調ひ、最早相揃候様相見へ候處、番人等閑ニ而戸ヲ開き候儘差置候も有之由、且夜を残し戸を開キ、

近在の非人達は木戸のない町、錠をおろしていない木戸、眠りについた木戸番、木戸番

116)・117) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四上、昭和54年2月28日、清文堂出版。

118) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第二、昭和53年12月30日、清文堂出版。

119) 船越政一郎編『浪速叢書』第四、昭和2年11月24日、浪速叢書刊行會。

120) 103) に同じ。

121) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第十二巻、昭和46年9月30日、大阪市立中央図書館。

122) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史』第二十巻、昭和50年7月30日、大阪市立中央図書館。

のいない木戸等をなんら無理する事なく大阪の町々に潜入したのである。

捨子の触・達がではじめた頃のものであるが、捨子をする者を推量をまじえながら「非人」ではないかと思っている。

元禄六年十一月朔日¹²³⁾

一捨子御禁制之儀ハ、前々々度々相觸候趣、今以可令吟味候間、町中ハ捨申間敷候。然ル所、不絶頃日迄も捨子之斷申來候。大形ハ在々又ハ町はつれ非人之子ニ而可有之候間、彌町中之者、町切ニ随分と心掛、夜番之者ニ申付、捨候者ハ勿論、あやしき體之者ニても、見合次第ニ可捕來候。

西町奉行だった久須美祐雋は在職時代に体験したこともあり『浪華の風』を書き¹²⁴⁾、当地においては小児を棄るものが甚だ多く、捨子は大体少ない月に4～5人、多い月は20人に及んだ。いくら淫風が盛んなる地といえども、理解に苦しむ。捨子の原因の一つには穢多村の子を平人になさしめ為に、ひそかに謀て捨てていると思われる。この内容は中井竹山が世の動きを見て『草芽危言』を現わし、その中に捨子の問題を指摘しているが久須美はその受け売りにすぎない事を語っている。納得できるのは捨子の数ぐらいである。

捨子が顕在化してゆく中で『町内式目帳』上本町四丁目北半、明和4年6月の町内式目¹²⁵⁾はいままでの捨子と違い、張紙を持つ式目であった。この町の捨子は貰人・請人に家を貸す場合も相糺し、請人が家を変宅した場合もすぐに年寄方へ連絡することになっている。

張紙の内容は明和6年以前丁内綿屋四郎兵衛方軒下に男子の捨子あり、貰人に養育料を渡してこの一件を片付けたところ、この貰人が欠落をした為に、再び綿屋四郎兵衛方に引取られることになった。貰人がいた事を6月6日東御番所様が見付けられ、貰人に対して、この捨子の養育料が問題になり、綿屋四郎兵衛は相頼み、町中相談の結果、銀子5両を差出すことになり、不足分は綿屋が出す事になったが、もし、この貰人に何かあれば三度目は綿屋四郎兵衛が全部金の面倒を見ることで町中相談により決着をみた。

明和7寅年7月 月行司は井筒屋嘉兵衛
城屋市右衛門

捨子発見から貰人に受けとられ、その後〈捨子〉の運命はどのようなになるのか、助松屋軒下捨子一件をわかりやすいように日付順に追認することにする¹²⁶⁾。

①文化10年4月26日

暮六ツ時過¹²⁷⁾ (午後7時27分過)に助松屋軒下に捨子があり、早速調べたところ生後100日ぐらいの女子で疵等もなかった。着用衣類は

新しき紅木綿じゅばん

123) 85) に同じ。

124) 久須美祐雋『浪華の風』、明治24年7月11日、博文館。

125) 大阪商業大学比較地域研究所蔵。

126) 藻井泰忠編『船場両替商の記録(抄)』、昭和54年12月20日。

127) 4月26日といえば立夏頃である。暮六ツ時は不定時法だから、この時間より前は考えにくい。

表古きぬ継交、裏新しき紅木綿、わた入

表新きもめん飛色小紋、同裏紅もめんわた入、外に、古もめんむつき78ツ、水入紅もめんわた入1つ 枕

上記以外に書付類はなく、会所の宗助を呼寄せて捨子を渡し、乳などを飲ませ、心をつくして養育してくれと頼んだ。すぐに店の長兵衛、月行司米屋喜蔵、会所宗助が東御番所へ出て、捨子の件を報告した。その結果、番所は届出の通り相違はない。そして養育の件は頼むといい、捨子の貰人が見つければ番所へ報告に来る旨を述べた。帰宅は四ツ時（午後10時28分頃）¹²⁸⁾

② 4月27日

会所宗助が捨子によく世話をしてくれるので、すみやき一つ、はまぐりの肴兩種を遣わした。

③ 4月28日

宗助へ木綿古切、むつき3つを遣わした。

④ 5月7日

会所宗助の紹介で稲田村百姓卯兵衛に決めた理由は、貰人もあるのだがあまりよくないので見合せている。昨年捨子があった時の男子も養育した実績もあり、再び実績ある請人を通じ下記の運びとなった。

猶又会所宗助稲田村江罷越、得と相糺し候処、下地子供も三人有之候得共、乳も沢山ニ而宜所ニ付、遣可申約束仕、則今日東御番所江御届申上候。¹²⁹⁾

卯兵衛方の女房が2月26日に流産して、乳もよくでて〈養育仕度申候ニ付〉請人喜八と貰人卯兵衛を召連れてお願いにあがったところ。奉行所より許可がでた。その節粗末にしないように大切に養育する事、病気などすればすぐに御届けをする事。昼後より出て、八ツ時（午後2時36分頃）¹³⁰⁾後帰る。

小児は在所えつれ帰る。銀200目を養育料として卯兵衛に渡す。同じく銀40目は口入の世話料として喜八に渡す。なお、証文は会所に置く、これ以外に

表古有合

紬島紅もめん裕	壹ツ
同紬嶋ひとへ物	壹ツ此三品内有合
紅木めんしゅばん	弍ツ
守袋	壹ツ
但三ツキ調	代弍匁五分

上記の品を遣わし、捨子を稲田村へ連帰る。捨子の費用は4月27日朝より5月7日まで、日数昼夜10日9夜、捨子預ケ賃1日1夜200文ツツ、銭1貫900文 代17匁4分8厘

128) 四ツ時の表記は〈夜四ツ時〉捨子の発見からさまざまな処理をして、朝に帰宅するのではなく夜に帰宅したと思われる。

129) 126) に同じ。

130) 昼食後出ているので、ここでの八ツ時は昼の八ツ時と考える。(・印は筆者)

捨子一件の片付き、報告をなし、その時の席料支払。同300文 代2匁7分6厘

銀200目養育料

同40目世話人両口銭之割

錢194文、代1匁8分2厘、会所宗助、下役和吉が稲田村へ行った折の小遣い。

2匁5分、守袋1ツ、三井調

錢200文、代1匁8分4厘、垣外の半助が会所より稲田村へ問合せをした折の心付。

金百疋、代16匁3分7厘、会所の宗助は最初より親切に捨子を世話し、稲田村へも行き、心付を遣わす。

錢600文、代5匁5分2厘、下役和吉・庄八兩人へ心付を遣わす。ノ48匁8分3厘

⑤5月10日

貴親稲田村卯兵衛御礼に上り、祝餅壹重の内3つ差上げた。これに対し、銀2匁を遣わす。名前を〈まつ〉と命名したという。

⑥6月7日

宮参りをし、赤飯一重を持参、銀2匁を遣わす。

⑦8月27日

卯兵衛は会所まで〈まつ〉が病気である事を知らせに来て、八軒屋まで帰る所〈まつ〉が死去した事を聞き、卯兵衛はまたまた会所へ知らせに来た。病死見届けは会所宗助倅次助、下役和吉を稲田村に遣わし、四ツ時(9時20分頃)¹³¹⁾頃に会所宗助が来た。次助は立会い、相違ない事を見届け奉行所に書付を差出した。その内容は「(前略)〈まつ〉と名をつけ、養育しているところ、6月中旬頃より痘瘡により発熱し、だんだん虫熱が差し込み、医師に看てもらい、服薬もしたが当時、暑気の事もあり、虫熱が強く差し込み、当月20日に町内へ知らせ卯兵衛方に見に行くが、見たところ別段変わりはない。服薬し帰った。昨日26日暮時、虫熱が強く差し込み、又々知らせに行き、卯兵衛方へ来たが、もはや養生できない状態であった。体を見たところ疵もなく、虫熱が強く差込んで絶命したと思われます。

書付を奉行所へ差上げ聞き届けをしていただき死骸を片付けるおおせがあった。

貴親卯兵衛には〈病中心付〉を鳥目1貫文、〈香典〉鳥目2貫文を遣わし、受取書は会所に取置いている。鳥目3貫文は町内で割る。

⑧10月2日

稲田村卯兵衛は「まつの日七箇志」といって餅一重を持参した。これに対して香料として銀2匁を遣わす。

131) 8月26日は秋分、記述に「夜前」とあるは夜が明ける前という意味で、卯兵衛は早朝に家を出ている。この四ツ時は〈朝四ツ時〉と考えたい。(・印は筆者)